

平成29年5月31日  
総合政策局運輸審議会審理室

国土交通大臣から運輸審議会に諮問された  
「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正」  
について審議を行います

平成29年5月30日付けで、国土交通大臣から運輸審議会に対し標記事案について諮問がありました。当該事案については、運輸審議会令第2条第1項の規定に基づき設置された「運輸安全確保部会」に付託して審議を行います。今後、複数回の審議を経て答申を行う予定です。

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会を除く審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会のホームページにて公表予定です。

標記事案について、運輸審議会一般規則第5条の各号のいずれかに該当する者\*は、運輸審議会に公聴会開催を申請できます。公聴会開催を申請する場合は、運輸審議会一般規則第17条各号に掲げる事項を記載した文書を、記載内容確認のための連絡先を添えて、平成29年6月14日（水）18時15分までに運輸審議会に提出してください。

※運輸審議会一般規則第5条の各号のいずれかに該当する者とは・・・

事案の申請者、事案の申請者と競争の関係にある者、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 川崎、鈴木、柳瀬、吉元  
(代表) 03-5253-8111 (内線 53516)、(直通) 03-5253-8810、  
(FAX) 03-5253-1676

[諮問事案に関する問い合わせ先]

大臣官房運輸安全監理官室 吉岡  
(代表) 03-5253-8111 (内線 22-052)  
(FAX) 03-5253-1531

○国土交通省告示第590号

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成29年5月31日

国土交通大臣 石井 啓一

事案番号	平29第7001号
事案の種類	安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正
事案の内容	<p>鉄道事業法、軌道法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運業法及び航空法の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針について改正する。その概要は次のとおり。</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>(1) 本方針は、安全管理規程の記載事項のうち、「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下「運輸安全マネジメント評価」という。）の実施に係る基本的な方針である。</p> <p>(2) 法施行後、運輸事業者の基本的な安全管理のための組織体制や関連規程類の整備等の枠組みについては、概ね構築されており、一定の効果が現れてきている。今後は、運輸安全マネジメント評価の対象範囲の拡大、中小規模事業者における安全管理体制の構築の促進、安全管理規程の作成等の義務付けの適用除外とされている事業者の取組を促進するための措置の具体化、自然災害、テロ、感染症等に関する社会的要請への対応が求められている。</p> <p>(3) 同時に、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）に対する安全性の確保の社会的要請が高まっていることを踏まえた重点的な運輸安全マネジメント評価の実施が求められる。</p> <p>2. 今後5年間の運輸安全マネジメント評価の実施に関する視点</p> <p>(1) 今後概ね5年間を目途に、全ての貸切バス事業者に対する運</p>

輸安全マネジメント評価を実施する。

- (2) 運輸安全マネジメント制度に係る取組について難しいと感じる者が少なからず存在する中小規模事業者の特性にかんがみた取組を促すため、中小規模事業者向けのガイドラインを作成する。
- (3) 更なる向上が必要な事項等について、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の見直しを図る。
- (4) 安全統括管理者の社内外における活動の円滑化を図るため、安全統括管理者の求めに応じた適時適切な助言や安全統括管理者間の情報共有の場の創設等を行う。なお、当面、貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価に重点を置くことから、安全管理体制が高い水準で構築されていることが確認される運輸事業者に対しては、必要に応じて、安全統括管理者を通じた安全管理体制の確認を行うことにより、運輸安全マネジメント評価実施の必要性の有無を見定める。
- (5) 運輸安全調査官の分析力、提案力の向上を図るため、人材育成の強化等の措置を講じる。

### 3. 運輸安全マネジメント評価実施方針

- (1) 今後、経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合いは十分か、安全管理体制の運用が計画的になされ、運用状況を自ら定期的に確認し、安全管理体制の見直し及び継続的改善がなされているか、特に、取組の進んでいる運輸事業者にあっては、当該見直し及び継続的改善を踏まえた新たな取組計画の作成がなされているか、多くの運輸事業者において取組の改善の余地が大きい「事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用」及び「内部監査」について、取組がなされているか、過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者について当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施は行われているか、について重点的に確認し、更なる改善等に向けたきめ細かな助言を行う。

#### (2) 運輸安全マネジメント評価の実施の方法について

関係法令及び本方針に基づき、また、本方針に沿って作成された実施要領に基づいて経営幹部への面談調査と経営管理部門が管理する安全管理に係る書類の確認を中心に実施し、ガイド

ライン等に基づき、運輸事業者の具体的な行動に結びつく助言を行う。その際、保安監査との連携を通じ、当該運輸事業者の安全への取組について、総合的な把握及び分析に努める。

(3) 運輸安全マネジメント評価の実施方法等について、継続的な見直し及び改善を行うとともに、運輸審議会に状況を報告する。

(4) 運輸安全マネジメント評価の所見については、当該運輸事業者に対してきめ細かな説明を行うとともに、その概要をとりまとめて運輸審議会に定期的に報告し、ホームページ等で公表する。

(5) 運輸安全マネジメント評価の実施計画

貸切バス事業者については、年間320事業者を目安とし、その他の分野については、年間90から110事業者程度を目安として、計画的かつ効率的に実施する。

#### 4. その他

(1) 本方針は、平成29年10月1日より適用する。

(2) 本方針は、国土交通大臣が行う運輸安全マネジメント評価について適用する。

(3) 緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合においては、適時適切に運輸安全マネジメント評価を実施する。

(4) 情報通信分野の技術革新を活用するための検討を進める。

(5) 本方針の施行後5年を経過した時点において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 1. 運輸安全確保部会の役割

運輸安全確保部会は、「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定」に関する諮問事案についての調査審議を行う。

## 2. 運輸安全確保部会のメンバー

部会長	はらだ たかし 原田 尚志	運輸審議会会長
部会長代理	まつだ えいぞう 松田 英三	運輸審議会委員
委員	やまだ せつこ 山田 攝子	運輸審議会委員
専門委員	いがわ ゆきお 井川 勇喜夫	(公財) 航空輸送技術研究センター常務理事
	おかもと まきこ 岡本 満喜子	弁護士 長岡技術科学大学システム安全専攻准教授
	こまつばら あきのり 小松原 明哲	早稲田大学理工学術院創造理工学部 経営システム工学科人間生活工学研究室教授
	さかい ゆきえ 酒井 ゆきえ	フリーアナウンサー
	ささき つかさ 佐々木 司	(公財) 大原記念労働科学研究所上席研究員 理学博士
	たにくち あやこ 谷口 綾子	筑波大学大学院システム情報工学研究科 (リスク工学専攻)准教授
	わたなべ けんじ 渡辺 研司	名古屋工業大学大学院工学科社会工学専攻教授 リスクマネジメントセンター防災安全部門長

## ○国土交通省設置法（平成11年法律第100号）（抄）

（政令への委任）

第26条 この款に定めるもののほか、運輸審議会の組織、委員その他の職員その他運輸審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## ○運輸審議会令（平成12年政令第301号）（抄）

（専門委員）

第1条 運輸審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第2条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## ○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）

- 二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者
- 三 事案の申請者と競争の関係にある者
- 四 料率の変更を請求した者
- 四の二 臨港地区の区域の案の変更を請求した者
- 五 港湾管理者の設立に関する調停を受ける者
- 六 前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

（件名表）

第15条 運輸審議会は、国土交通大臣から諮問されたとき、及び法第15条第4項の規定による勧告をするため調査を開始しようとするときは、その事案の件名（事案の種類、事案の申請者又は不利益処分の名あて人となるべき者及び事案の内容をいう。以下同じ。）に番号を付し、これを運輸審議会件名表（以下「件名表」という。）に登載しなければならない。

2・3 （略）

（公聴会開催の申請）

第17条 第5条に規定する者（以下「利害関係人」という。）は、件名表に登載された事案について公聴会を開くことを申請しようとするときは、（中略）告示の日（件名表が改定されたことにより新たに利害関係人となつた者については、その告示の日）から14日以内に、次に掲げる事項を記載した文書を運輸審議会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事案の件名及びその番号
- 三 理由及び利害関係を説明する事項